

# 「結 婚 の 無 効」

(資 料)

## — 強度の強迫による結婚無効の一事例の紹介 —

羽 村 省 太 郎

### 目 次

1. はじめに
2. 原告、仮名セブライトと称するスコット、対、被告、セブライト事件  
(Scott, Falsely called Sebright v. Sebright)

[1886.] 12. P. D. 21

### 1. はじめに

「強度の強迫による結婚」<sup>(註1)</sup>は通常一般の瑕疵ある意思表示による結婚として、取消事由とするべきか、または、「強度の強迫」による場合は、瑕疵が大きいから無効事由とするべきか問題であろう。我が民法では、第742条第1項「詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。」とあり、強度の強迫をこの範疇に入れるとすれば、取消事由になる。また、無効事由になるとすれば、第742条第1号「人違その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき」に入ることになる。

学説上も「もし、強迫のもとにまったく婚姻意思がないにもかかわらずやむをえず婚姻届に署名捺印したのであれば、その婚姻は無効となると解してよいとおもわれるが、とにかく自由な意思でないにせよ婚姻届出に署名捺印しているのであるから、強迫による取消の問題として処理すべきであろう」というものもある。つまり婚姻届に署名捺印までしておれば取消事由と解しているようである。これに対し、「強迫も取消原因たりうるが、強迫のために意思を失っていたということになれば、それは無効原因とするに足りる」とし、無効事由とする立場もある。<sup>(註2)</sup>

強迫は、通常一般には、男性が女性に対して、または、弱年者に対し行われることが多いであろうが、各々具体的な事情により検討されねばならぬ。例えば、強度の強迫の行われた事実状況と<sup>(註3)</sup>その程度（強迫による精神上、肉体上の影響度、意思能力の喪失の有無等）、強度の強迫による意思表示をした本人の年令、性別、同居の有無等を考え、瑕疵が大きい場合、私は無効と解したい。のであるが日本では未だ具体的な事例がないように思われるが、イギリスの事例で「強度の強迫による結婚」が無効とされたのがあるので、具体的にどういう事件であったか紹介したい。

さて、イギリスで結婚の無効という場合は、確認的無効（void）と形成的無効（voidable）があり、いずれも法律上の無効を意味するが、後者は取消を認める訴えによっている。即ち「詐欺、強迫によって自由な結婚の意思がないときも、その婚姻が取消され得る。これらの場合が、婚姻

の無効事由であるが、取消事由であるが、取消事由であるかについては、争がある。しかし被害当事者から訴えを提起して、はじめて無効判決がなされる。即ち取消事由であると解するのが正しいと考える。」といわれている。そして「婚姻が取消し得る場合には、前述の無効の場合と異なり、婚姻は一応有効であり、取消権をもった当事者が訴え提起し判決を得ることによってはじめて、最初に遡って無効となるのであって、かつ、この訴えの提起は両当事者の生存中に限られる。しかしこの訴も無効の場合の訴と同じく無効の訴 (petition for nullity)，取消を認める判決も無効の場合の判決と同じく無効の判決 (decree of nullity) と呼ぶ。換言すれば、結婚の無効の訴及び無効判決には、確認的なもの（無効の場合）と形成的なもの（取消の場合）とがあるのである。」と。この後者の形成的無効 (voidable) が、我が国の結婚の取消に相当するとみられるが、日本では結婚の取消は、既住に遡らず将来に向って効力があり（民法第748条第1項），それによって結婚を消滅させている。だからイギリスの形成的無効が最初に遡って無効にしているのと相異することになる。

我が民法では、結婚の無効は、最初から結婚として当然効力がないから、取消されるまで一応有効だとされる結婚の取消（取消されなければ有効であり、取消権消滅後は離婚による）と異なる。

尚イギリスでは、結婚に民事婚と宗教婚があり、いずれも結婚登録が法律上の要件である。この登録婚も、我が国の届出制と相異しているが、ここでは実質的な結婚の意思自体の瑕疵の問題を検討している。以下は、原告スコット対被告セブライト事件、1886年の判決で、判例集の遺言、離婚、海事部12巻21頁 (Scott v. Sebright [1886] 12. P. D. 21) に輯録されたものの訳であり、(註)は私が付したものであることを断りしておきます。

## 2. 原告、仮名、セブライトと称する スコット 対 被告 セブライト (Scott, Falsely called Sebright v. Sebright)

‘結婚の無効—強迫—精神的衰弱—抗拒不能

強制—判決

(頭 註)  
(註7)

22才の弱年の女性であり、26000ポンドの現実財産と相当額にのぼる復帰権を受ける資格のある原告は、被告と婚約をしていた。そして、成年になってすぐに、被告によって3325ポンドにのぼる手形債務の引受けを喫かされた。3325ポンドにのぼるこれらの手形を割引いた人達は、その後、原告に令状を発し、彼女を破産にしてしまうと脅迫した。これらの強迫による苦悩は、彼女の健康に重大な影響を及ぼし、肉体的精神的状態を弱らせてしまい、この状態の中で、彼女は、強制と強迫に抵抗できなかつたし、破産手続と秘密の暴露を避ける唯一の方法が、被告と結婚することであると保証されることによって、原告は、被告と一緒に結婚登録所へ行き、不本意ながら結婚式を行った。原告を破滅に導いたこれらの他の強迫に加え、被告は、彼女が自分の自由意思で行動していない素振りを示したら、拳式の場で直ちに射殺すると強迫した。結婚は、決して完成されていなかつたし、原告と被告は、拳式後すぐに別れていた。

原告側に結婚契約成立要件として、法が要求するような承諾がなかったし、登録吏の面前での挙式は、無効と宣告されねばならぬと判決を下した。

(事実の陳述)

これは、別名、Lena. Mary Sebright と称する Lena Mary Scott により提出された訴状であり、1886年1月30日、South Audley Street, in the county of Middlesex の登録所におけるスコット(Scott)と被告、Arthur Edward Sanders Sebright との間に挙行されたみせかけの結婚式が無効だと訴えたものであった。

彼女の申立には、結婚が決して完成していないし、自分と被告は、決して同棲していなかったと主張した。その申立の第3項、第4項は、次の如きものであった。

“あなたの申立人は、当該みせかけの結婚式の一方の当事者であるように誘導されたので、自分の自由意思からでなく、前記、被告人に対する懸念と恐怖からであること”。

“あなたの申立人は、また、もし被告と結婚しないなら、申立人は破産にさせられるであろうし、その破産にするという当該表示を申立人が真実と思うようになる意味で、被告並びに被告とぐるになっている人達によって、彼女に対し欺罔的になされた虚偽の表示で、上記、みせかけの結婚式の一方の当事者になるように誘導されたこと”。

次のことは、これらの訴状の詳細であった。

“被告は、自分と結婚しないなら、彼女の母親に彼女のことを告発し、そして、被告に誘惑されたことをロンドンの家毎に告げて廻ると、度々脅迫したこと”。

“被告は、自分と結婚しないなら、彼女が多額にのぼる手形債務の引受を自分のためにしたことを、彼女の母親（スコット婦人）に告げるであろうし、その手形債務の引受に関する手続が、スコット娘に対してなされるか、もし、彼女が、自分と結婚するなら、自分は正規の手形を提供するであろうこと、そして、スコットの母親も、その他の誰もが、彼女の不貞行為や、手形債務の責任を負うていることを知らずにすむということ”。

次のことは、虚偽の表示、及び虚偽の表示がなされた時期のさらに精しい詳細である。

“被告は、1886年1月に、度々自分と結婚しないなら、彼女は破産にさせられ、財産上破滅させられるであろうこと、また、破産や財産上の破滅から彼女が免れる唯一の方法は、自分と結婚することであると原告に告げたこと”。

被告は、原告の第3項、第4項の申立事項を否定し、同居権の回復を訴えた。

この事件は、陪審員なしで、バット判事(Butt, J.)の面前で聴聞され、また、この事件の諸事実は、判決の中で充分に述べられていることがわかるであろう。

(弁護士の弁論)  
(註8)

原告のため証拠を収集における Sir. R. Webster, A. G. (Dr. Tristram, Q. C., Pollard, and Statham with him) は、結婚契約というものは、その宗教的儀式を別にすれば、他の契約と同様に同一の原理の下で処理されねばならぬし、同一の理由から無効にされると提起した。契約の何たるかを理解しうる両当事者による合意がなければならぬ。他に附隨する条件の中に、将来の同

居に対する合意もなければならぬが、一方の当事者に同居する意思がないとすれば、そのことが与えられた合意の性質に重要な意味をもつであろう。契約における合意は、欺罔も強迫もなく与えられねばならぬし、その強迫というものは、身体上に害を加える恐怖に限定される必要もない。精神上の恐怖は、契約を無効にするに充分であろうし、結婚がある重大な危険を免れる唯一の方法であるという不実表示は、契約を無効にするに充分であろう。

弁護人は、Bishop の結婚と離婚部、5 版、195 頁、210 頁、211 頁 (Bishop on Marriage and Divorce, ss. 195, 210, 211, 5th ed.;) (1) Harford v. Morris (2) Portsmouth v. Portsmouth (3) Wilkinson v. Wilkinson, (4) Turner's Case (5) Field's Marriage Bill (6) Hull v. Hull, (7) Harrod v. Harrod (8) Hanock v. Peaty を引用した。

被告のための弁護人、Sir E. Clarke, S. G. (Inderwick, Q. C., and Searle with him) は、この判決に対し、何等の異議を求めなかった。

(裁判所の判決) <sup>(註9)</sup>

是から暫時考慮する (Cur. adv. vult.)

Butt 判事 (Butt, J.), 原告は、欺罔と強迫を理由に、1886 年 1 月 30 日、South Andley Street 登録所において、正式に挙行されたと主張されている自己の結婚の無効判決を求めていた。原告は、また、結婚が、決して完成されていなかったと主張する。被告は、自己の答弁において原告の主張する責任を否認している。そして、被告は、反訴によって同居権の効力を認める判決を求めていた。原告が訴えた救済請求は、被告の行動によって、つまり、彼女に働きかけられた欺罔によって、また、彼女に引き起された恐怖によって、彼女がおかれていたその周囲の事情によって、問題の結婚を終えた時、原告は自由意思をもった行為者ではなかった。従って、その結果、結婚契約に対する原告側に有効な合意というものがなかったという申立てが根拠となっている。

裁判所法は、どちらかの当事者の合意が、欺罔か、強迫によってえられた契約には拘束力があるものとして認めることを常に拒んできた。そして、結婚契約の有効性も、他のいずれの契約の有効性と同様に、同じ方法で審理し判決されねばならぬ。結婚契約では、直接の当事者の利益をえた利益があることはもっともなことである。

- (1) Hagg. Cons. 423.
- (2) 1. Hagg. Ecc. 355.
- (3) 4. N. of C. 295
- (4) Macq. H. L. Pr. 426
- (5) 2 H. L. C. 48
- (6) 17 L. T. (O. S.) 235
- (7) 1. Kay & Johns 4.
- (8) Law Rep. I. P. & M. 335

公益は、結婚が軽々しく無効にされるべきでないことを要求しているし、ある場合に結婚によ

る結合を解消しようと通謀して訴えようとして、多分に直接的利益をもつ当事者がもっともはっきりした企図をもつ場合がある。これらの理由は、非常に注意を払う必要があり、法廷の立場として細心の注意を必要とする。だがしかし、これらの理由たりとも、他のいずれの契約と同じく、結婚契約を無効にすることができる原則とか理由を決して変更しているのではない。恐怖を通じて結ばれた契約を無効にするためには、その恐怖が普通の勇気と決心のある人間に対し、恐怖に屈せしめるものでなくてはならないことがときたまいわれる。生れつきもっている知性の弱さとか、恐怖にもとづいて——その恐怖が、果して成程と思われる程の恐怖であるか否かを問わず——どちらかの当事者に、不当に及ぼされた威圧に抵抗することが精神的に不能な状態として事実あるなら、そうゆう場合、もっと知性がしっかりしていて、もっと強い勇気をもった人が、より重大な危険に属する場合と同様に合意はない。この問題に関する困難さは、法の不安定に存するのでなくて、各々、個々の事例として、ある事実に対する法の適用にある。そこで、問題は、証拠の中にあらわれた諸事実が、この原則の範疇にこの事例を導けるかどうかである。原告は、1885年2月、21才になった若い婦人である。そのことは、何も彼女がいわゆるかよわき女性であると示唆しているのではないが、私がこれから述べんとする事情が、1885年の末頃から、1886年の初めにかけて、彼女の精神状態が、全く異常になるまで健康にひどく影響を与えていていることが主張されている。5、6年前、彼女は、数年年上の男性である被告と知り合いになった。二人が知り合いになって間もなく、被告は、彼女に断わられた結婚の申込をした。その後、二人は、婚約をした。その間、被告の要求に応じて彼女の債務引受けがなされた関係による断絶期間があったが、婚約は、決して完全に破棄されていなかった。成年となったこの若い女性が総額26000ポンドを受ける資格が与えられ、そして、彼女は、その総額をこえる相当額に及ぶ復帰権を有していた。彼女の母親の勧告に基いて、1885年6月、彼女は、自己の受益のために、受託者に対して自分の財産にセッルメントを設定した。<sup>(註12)</sup> 1885年3月、彼女が成年になって1ヶ月後、財産上の困窮状態にあった被告は、自分のため5000ポンドの融通手形に彼女の名前を署名するよう誘い込んだ。このことは、母親にも友達にもかくしていたことは言うまでもない。12月、彼女は、3325ポンドにのぼる額まで、被告のための債務と融通手形の責任を負わされるまで、同年の夏、秋にかけて同じ種類の法律上の取引行為をつづけていた。この為替手形は、被告のためにウイリアムズとリーの2人の名前によって割引かれたらしい。被告のような情況下にある男性の場合、共通してそうであるように、被告は、これらの取引行為は形式上の事柄に過ぎないし、それ以上さらにつっこんで聞くこともないと自信たっぷりに請け合っているのであった。また、このような事例に共通しているように、被告は、手形上の責任に応ずるために6ペニスだに提供しなかったし、その結果、原告は、リーとウイリアムズによって支払をせがまれ、どちらか一方から、双方からか彼女に対し令状を発し、そして、破産手続にすると彼女を脅かした。そのような状態にある若くて経験の浅い娘が、自分の健康を害するほど、全く急激な精神上の苦悩を蒙ったことは驚くにあたらない。このような女性に対する令状と破産の喚問が、未知の恐怖に導いたと充分に思われる。現在の申立において、原告が受けた不安と苦悩は、彼女の理性を働かせることが不可能でな

かったとしても、強制と圧迫にどうしても、抵抗しえないようにせしめたことについて、他の人達の目的のために、その人達によって彼女に影響をもたらせるような身体上、精神上の衰弱の程度に帰したと主張されている。原告が、1885年末頃までに、次第、次第に引き込まれていった状況に対するはっきりとした可成り豊富な証言がある。看護婦、友人達、医者は、そのときまでに生じた顕著な変化を述べた点では一致している。

そして、スコット家の相談医である Mr. Izod は、非常に深い懸念を抱いているように思われる。というのは、Mr. Izod は、彼女の健康状態が良くならないなら、ゆううつ病に罹るであろうと彼女の母親に語っていたからだ。おそらく、この若き婦人の健康状態に関するもっとも決定的な証拠が、1886年1月中旬、友達一事務弁護人である Mr. Guedalla に書いた三通の手紙によってみたされている。三通の手紙は、あまりに長く、また、支離滅列のため広く読み上げることができないが、次のような抜粋した部分は、この三通の手紙の内容を充分に示している。“親愛なる Guedalla さん、私は、もっともひどい苦悩の中で、あなたに手紙を書いています。そして、私は、あなたの名誉にかけて、私のこの手紙の中で言わんとする一言も、紳士として洩らさない頼りになる方であることを知っています。このことはあなたに頼りうると知っております。そして、お願ひですから、現在直面して私をじっとみつめているこの破滅から救って下さい。私は、恐ろしい窮地の中に入ってしまっている。後生ですから私を救って下さい。”

友として何時も私のことを思って下さる親愛なる Guedalla さん、私のいうことを聞いて下さい。2000ポンドお借し下さいませんか。私は、全く気が狂いそうです。ロンドンに帰ったらすべてのことをあなたにお話しします。ただ、お願ひですから、この恥辱から私を救って下さい。あなたは、私が信頼できる唯一の方です。後生だから私のためにお借し下さい。そして、あなたの思いのままにいくらの率でもよろしいから、私に支払の責任を課して下さい。けれど、どうかお願ひですから私を救って下さい。私は、他の誰にも助けを求めようとは思いませんから、数日中に、私は破産してしまうでしょう。あなたが、私の信頼しうるただ一人の方です。どうか後生ですから、私をこの破滅から救って下さい。私は、一生涯あなたに深い感謝をするでしょう。私は、もう2週間も眠っておりません。私は、全く気が狂いそうです。お願ひですから、お願ひですから、どうか1年間、私にお金を貸して下さい。どのような率でもよろしいのです。私に支払の責任を課して下さい。どうか、お願ひですから、私にお金を貸して下さい。……3ヶ月、或いは3ヶ月より少し前、私は、セブライトのために2枚の手形に署名をしました。私が、あなたに1週間ばかりたってお会いするまで、(私が、あなたに話したことを持て逃げないことを信じています)。私は、2枚の手形に署名したときは、セブライトが署名を求めたので私はそうしたのです。だから、彼は、手形に署名したことは、全く馬鹿だったのです。そして、セブライトは、2枚の手形が満期になれば支払に応ずると、全く信頼深く私に約束していました。恐ろしいことに、セブライトは、支払いに応じませんでした。そして、1枚の手形は、ロムバート街、ジョージ、ヤードに住むウイリィヤムズさんという人(a “Mr. Williams”, in Geoge Yard, Lombard Street)に対する1000ポンドの可成り期限が過ぎた手形でしたが、ウイリィヤムズさんは、よい

方で私のために30日まで支払を待ちましょうといってくれます。手形の請求権者が、私に令状を送達しますと、すべてのことが終ってしまうのです。私は、全く気が狂いそうです。それから、もう一方の手形は、先週の水曜日に支払期限になってしまいました。そして、リーさんという男の方から、私に大変憤った手紙をよこしました。——このことはあたりまえのことですし、——次に生ずることは、リーさんが、また、私に令状を送達するでしょう。私は、全く気が狂いそうです。私は、決して手形に署名すべきでなかったと自から責任を負っております。しかし、どうか天の恵みによって私を救って下さい。私は、母にこのことのすべてを知られたくありませんし、私が、セブライトを好きになるとは耐えがたいのです。ただ、私を助けて下さい。私は一生涯あなたに感謝致します。後生だから私に令状を送達させないで下さい。すべてが知られてしまうことになるのですから、そうしたら、私は破滅してしまいます。リーさんの手形が、まさに1000ポンド、ウイリィヤムズさんの手形が、2000ポンドですから、私は、いますぐ2人の手形債権者に2000ポンド完済したいのです。もし、もう1週間この恐ろしい苦悩がつづいたら、私は気が狂うでしょう。私が、全く困境の中にあることがおわかりでしょう。私は、あなたに嘆願致します。あなたはやさしい方ですし、私を救って下さる親愛なる Guedalla さん、あなたは、私を救って下さるやさしい方です。親愛なる Guedalla さん、後生だから私を救って下さい。私が、いかに押しひしがれていることがおわかりでしょう。……手形は、先週の水曜日呈示されました。手形債権者は、令状を私に送達するでしょう。ああ、私は、どうすればよいのでしょうか。だれにもわからぬ。お願ひですから私を助けて下さい。そして、私にお金を貸して下さい。私は、全く不安と苦悩で気が狂いそうです。後生ですから、私に親切にして下さい。そして、私を助けて下さい。……手形債権者は私がこの汚らわしい策略をしたと考えているのが非常に悲しいのです。私は、何もすべて計画的に卑劣な行為をしたのでありません。お願ひですから Guedalla さん、もし、あなたが私に友情をおもちでしたら私を救って下さい。今、あなたは、私のおかれている状態がおわかりでしょうから、後生ですからリーさんにお金を送って下さい。そして、リーさんに私に令状を送達しないよう頼んで下さい。おう、神様、私は苦悩のために気が狂いそうです……。どのようにすべきか誰もわかりません。私が病気になり、不幸におち入っていることがおわかりでしょうし、私は、絶望から殆んど気が狂いそうです。誰れか、私にお金をかしてくれる人をご存知でしょうか。もしや、ローズさんが借して下さらないかしら、——というのは、もし、私がお金を都合できないと、私は、セブライトと結婚しなければならないことはおわかりでしょう。セブライトは、私が結婚しないなら、手形の取極めも、お金の苦面もできないし、また、しようと思わぬといっています。あなたは、いま、私の気持を理解して下さることができるでしょう。私は、殆んど狂乱の状態です。あなたは、反対しないで下さい。私は、セブライトがいかに恥辱的に、私に振舞っているか他の誰にも決して知られたくないし、あなた以外の他の誰も、私の苦悩を信じてくれる人がないのです。私のいっているすべてのことをせめないようお願ひします。私は、そうするつもりはないけれど、私がおかれているこのみじめな状態に、ちょっと言訳をさせて下さい。私は、自分を苛めています。私が、いかに苦しみの淵に駆りたてられているかおわかり

でしょう。”私は、三通の手紙のわずかの部分をよんだ。省略した部分は、苦悩の表現と救いの訴えの反復で、何度も繰り返されているにすぎない。しかしながら、これらの憐れな訴えの反復は、それ自体、筆者の精神上の状態を示していることを忘れてはいけない。私は思うのであるが、単に財産上の困窮をこえて、筆者の心にのしかかる何かがありやしなかったかどうか。自分で問うてみなくては、だれもこれらの手紙をよんで聞かされることができないだろう。この訴訟に述べられた詳細な点をふり返ってみると、私は、次の如き主張をみいだす。——“被告は、もし、彼女が自分と結婚しないなら、彼女のことを母親に告げて、しかも、彼女が、自分によってかどわかされたことをロンドンの家毎に、告げ廻るとしばしば脅迫したこと”。当該事件のこの部分に関しては、私の理解する限り、弁護人の間での取極によっていかなる証拠も要求されなかった。私は、そのとられた措置に何等不満はない。しかし、この点に関し、当該事件の真の状況がわからないまま、結婚の有効性の問題を決定することは、暗中模索の中で訴訟が進行することになるであろう。私は、若干の釈明を求めることが、自分の義務であると思う。そこで被告が証人台に立って、宣誓の上で陳述したが、被告とスコット嬢の間には、何等の不義な点が生じていなかつた。このことは、当該事件で被告が与えたたつた一つの証拠である。このことが真実であると仮定するなら、何等、打つ手を知らない娘に対し、繰り返し行なわれた一連の不行跡——充分に非難をかす言葉も容易にみつからない程の不行跡——の中で、被告がたつた一つの好意のしるしとして示した信頼を受けるに値するものであった。この問題は、他の証拠によって解決をまかされる。スコット婦人が、最初に娘の結婚のことを知った3月末頃、彼女は、自分の娘が処女 (*virgo intactio*) であることを Mr. Izod によって検診することを主張していた。当該事件からこのことを取り除いて、そして、私がよんだ部分の手紙の内容が、病気によって挫けてしまった心の所産であるという以外に、いかなる理由によても、尚更のこと、説明しがたいことになる。原告にこのような状態を与えた原因が、充分であるか否かは重要なことでない。当該の事実が存在することである。精神上、肉体上の衰弱が、明白に立証されているし、次に述べる出来事を考慮に入れる場合、このことがまさに重要である。1000ポンドにのぼる一方の手形請求権者が、もし、彼女がそのときに支払わないなら、もはや支払いを待たずに彼女を破産にしてしまうことを仄めかしながら、原告に1月30日まで支払い日を猶予することを承認したと思われる。被告は、彼女が困窮から免れる唯一の道は、自分と結婚することであること、そして、結婚がさらに深まっていく苦悩から彼女を救うように、セブライトによってリーとウイリヤムズとの取極を可能にするであろうこと、だが、もし彼女が自分と結婚しないなら、自分はそのような示談をしようと思わないであろうことを彼女に告げた。もし、彼女が結婚することを拒むなら、彼女を破滅させるであろうとつけ加えていた。1月下旬の1日、つまり、結婚式が行われた前日、被告は、原告を Arthur Burr という人の事務所へやつた。そして、この Arthur Burr は保証代理人と称している。Burr は、もし彼女がセブライトと結婚するならば、セブライトは手形決済をするが、もし結婚しないなら、セブライトは、彼女を助けないということをスコット嬢に告げていた。1月29日、被告の要求で原告は、問題の手形についてグレート、ジョージ街 (Great George Street) にある彼

の事務所にセブライトを訪ねた。その面談の途上で、ウイリヤムズが入ってきて、もし手形が支払えないなら、来週破産になるであろうと原告に告げた。同夜、被告は、手形の件で翌日にマウント街 (Mount Street) の角で自分に会うように原告に便りを書いた。スコットは、ボンド街 (Bond Street) までエマ・バトラー (Emma Butler) 娘を伴って行った。そのバトラー娘は、彼女が病気のときに看護するよう母親に雇わっていた。次のことは、そのときの出来事に関しての原告の証拠である。——“私は、翌朝マウント街の角でセブライトに会いました。私は、ボンド街の店屋でバトラーさんと別れ、マウント街でセブライトに会いました。私は馬車になりました。セブライトもその馬車を止めて、乗ってきました。セブライトは、私に握手を求めましたが、私はしませんでした。セブライトが馬車に乗ったとき、駕者に行く先を告げました。馬車は、South Audley Street にある登録所で止りました。セブライトは、私の腕をとって2階につれていきました。セブライトは、私の腕を把んでいました。私は気狂になりそうでした。私は、結婚登録所に行こうとは思ってもいませんでした。Count Valhermay がそこにいました。私は以前あったことがありました。私は、その人が嫌いでした。被告は、その朝、私と結婚するつもりで結婚登録所に連れてきたのだと私に言いました。私は、部屋からでたいといいました。Count Valhermay は、ドアの処で立っていました。そして、私が去ってはいけないと言いました。被告は、もし、私が、自分の自由意思で行動していないことを少しでも示したら、彼は私を射殺すると言いました。セブライトは、1885年5月、以前にピストルを私に向けたことがあります。それから、数人が部屋に入ってきた。数人の人達は、私に話しかけましたが、私は彼等が言っていることがわかりませんでした。背後には被告がいて、私は立っておりました。指環が、被告によって私の手にはめられましたが、私はその指環を投げ棄てました。指環は私の指節を通りませんでした。数人の人達が、手袋をとれと私に要求しました。私は拒みました。数人の人達が、私に手袋をとるように命じて、私も手袋をとりました。私は、部屋からでようとしました。被告は、私を呼び戻し、私の名前を署名するように言いました。セブライトは私の腕を把んで、私を連れ戻したように思います。私は、Count Valhermay に話しかけませんでした。私は、被告を恐れています。セブライトは、私が恐がる程強迫しました。被告と結婚式を全て終えることは、決して私の望みではありませんでした。私は、セブライトが言わなかったら、そうしなかったでしょう。私は、登録簿に署名しました。セブライトは、私に署名をさせるあいだ、ずっと私の腕をつついで催促していました。私は、階下に降り立ったとき、セブライトは私に行けと告げました。セブライトは、私から望むすべてのものをえました。私は、馬車に乗り、看護婦さんの処に戻って行きました。私は、自分の状態がどのようであったかわかりません。私は、それ以来2度、被告にあっただけでした。私は、決してセブライトと同居していませんでした。結婚は、決して完成されておりませんでした。“次に、結婚登録監督官が呼ばれた。彼は、後になって数人の人達が部屋に入るまで、その部屋の中に入らなかったし、勿論、彼は、何の脅迫の声も聞いていなかったと思われる。がしかし、彼の証拠のそれは、全く原告の証拠と一致しないが、ある重要な点でスコットの陳述を裏付け確認させる証言をしている。原告の外観とその素振りに関し、結婚登録監督人は、次の如く言

っている。“彼女は、疑う余地もない程、被告と多少違った様子をみせていた。彼女は、多少興奮しているように思えた。私の印象では、彼女を悩ませ、彼女には何かいわれたことを心にもっていたということであった。彼女は、非常に興奮していたとは言えないだろう。彼女は、苛立ちか、悩みで自分の足を踏みならしていた”。さらにつづけて、彼は言う。——“彼女は、悩み苦しんでいる女性のように、被告から自分の頭をずっと半ば背けていた。彼女は、指環をとりはずし、荒々しい態度でその場に投げ棄てました。次にバトラーさんが呼ばれて、次の如く陳述をした。——“29日に、原告が、私と一緒に散歩にでかけようと誘われました。私はでかけました。そして、ボンド街で、ある男とお金のことで会わねばならないと私に告げ、5分以上も私から離れることはないと言いました。彼女は、ものの20分か30分位、立ち去っておりました。彼女は、非常に興奮して帰ってきて、わっと泣き出しました。彼女は、どのようなことがおきたか言うのを拒みました。“もし、私のやった恐ろしいことを聞いたら、私が、正常の心でなかったことがおわかりでしょうよ”。これらのこととは、宣誓された原告と原告のための証人によるこの事件の諸事実である。そして、他に矛盾する証拠は、要求されていなかった。法務次官は、（私が、前述の一度陳述させた目的を除いて）被告人の結婚の有効性と妻としてスコット娘を留めたいという主張が、一度はあったとしても、法廷でスコット娘が示した証拠と、スコット娘がセブライトに対してみせた嫌悪が、当然に被告人をして現在のこの事例の問題に関し、自分の主張とは相異しているのだからと言って、彼の証人台への不出頭を説明した。これらの所見の結果は、明らかに有効である。他方、もし、自尊心の一片でももっている男性なら、反論せずにはおけないたくさんの証拠がある。被告は、他人と共に謀し金をえることのできる唯一の目的で、彼女の意思に反することを知りながら、この若き令嬢に結婚を強いた責任がある。セブライトは、その計画を遂行するために、彼女の健康に重大且つ明白な危害を及ぼし、彼女を悩ませ絶望の縁に追いやった責任があり、また、スコット娘を結婚登録所に誘い込み、且つまた、その事務所の中でちょっとでも自分の思い通りにしないなら、彼女の命を奪うと強迫した責任がある。しかし、このことの全部に対し、訴えの答弁の中でセブライトは、何等の反論も説明も弁解も求めていない。このことが、訴訟に対する両当事者の通常の論点となっている場合の結論となるであろう。現在の申立において、このことは、私にある困難な立場におくと思える。この訴訟の当事者に法廷をあやまらせて、結婚の無効をえようとする通謀の存在について、私は疑ってはいない。がしかし、私は当該結婚の有効性の問題の決定を求められる前に、私に知らされたすべての諸事実をもちあわせているかどうか、若干の疑問をもっている。決断を下すすべての諸事実がそろっていないとしても、私は、私の前にある証拠に基いて結審しなければならない。当該証拠に基いて、私は、明白な結論に到達する。結婚式が行なわれるずっと前から、被告に対するこの若き令嬢の心が自由であり、拘束されていない意思をもった心であったら、彼女は、決してセブライトと結婚しなかったであろうし、彼女が、正常な状態であれば、強制や脅迫を利用した男性に対し、感じたに違いなかった恥辱を処理したであろうし、強制や脅迫により抵抗を求めることが不能な状態にまで、精神的、肉体的苦痛によって衰弱させられたこと、且つまた、それ故に、法が結婚契約

の成立に要求されるそのような合意が、彼女の側に決してなかったというそのことである。当該事件が、このようなものであるから、私は、法と一致し、或いは、この結婚を有効にしようと私に導いてくれる一貫した考えを知る余地もない。私は、結婚登録所で挙行された当該結婚式を無効と宣言する。私は、申立てた請求者のために申し渡す。私は、被告の同居権の有効性を求めた反訴を却下し、被告に訴訟事件の支払を命ずる。

原告の事務弁護人 Tidy & Tidy

被告の事務弁護人 T. D. Dutou

以上が、判例であるが、この判例の検討は、また、別の機会にと思っている。

(註1) 本稿で法律上用語婚姻を「結婚」に改めて書いた。

(註2) 青山道夫編集 注釈民法(20)親族(1)304頁

(註3) 我妻 栄・立石芳板著 コンメンタール親族法、相続法 77頁

(註4) Bromley, Family Law 82, 83, 5th ed.

(註5, 6) 宮崎孝治郎編 新比較婚姻法 II, 579頁, 580頁

(註7, 8, 9, 10) イギリスの制例集は、18世紀後期から記述方法が標準化されている。(註7)頭註(head-note)は判決の理由を簡略に述べたもので判決録作成者の記述にすぎない。(註8)は、事実の陳述(statement of the facts)(註9)は、弁護士の弁論(arguemeut of counsel)(註10)は、裁判所の判決(judgement of the court)になっている。

(註11) Collusion 通謀「2人以上の者、なかんずく、表面上利害相反するように思われる者たちが協議して、訴訟を提起し、判決を受けるという方法を探って、第三者の権利を害する行為に出る場合、その不法な合意を通謀という」高柳賢三、未延三次編集代表、英米法辞典(有斐閣)81頁

(註12) 承継的不動産処分、尚、この当時イギリスでは、妻に制限的責任能力が科せられている。それ以前は、女性は結婚すれば無能力者とされていたが、Married Women's Property Act, 1882により、妻の別有財産の所有、使用収益処分が可能となり、契約の締結や不法行為において、その別有財産を限度に物的責任を負っていた。